

松原市公共施設循環バス広告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松原市（以下「市」という。）における公共施設循環バス（以下「バス」という。）の車体及び市長が指定する停留所への広告（以下「広告」という。）の掲出について必要な事項を定めるものとする。

(掲出する広告)

第2条 掲出する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市における公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴排法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるおそれがあるもの
- (5) 暴力団、暴排法第2条第6号に規定する暴力団員又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者の申込みによるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲出順序)

第3条 掲出する広告の優先順序は、次に掲げる順序のとおりとする。

- (1) 公益法人、公共的団体及びそれに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 私企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲出する広告として適当であると市長が認めるもの

(広告掲出の募集)

第4条 広告掲出の募集は、市ホームページ、広報まつばら等により周知し、公募等により行うものとする。

(広告掲出の申込み及び決定)

第5条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、松原市公共施設循環バス広告掲出申込書（様式第1号）に市長が定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、次条に規定する松原市公共施設循環バス広告掲出審査委員会による広告掲出の適否の審査を経て、掲出広告を決定し、松原市公共施設循環バス広告掲出・不掲出決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。ただし、広告掲出枠に空きがない場合になされた申込みに対する審査は、空きが生じるまでの間行わないものとする。

3 前項の審査の結果、掲出が適当と認める広告が多数でありすべての広告を掲出で

きない場合であって、第3条に規定する順序が同一となったときの掲出順序の決定に当たっては、広告掲出期間の長い広告を優先する。この場合において、広告掲出期間が同じときは、抽選により決定する。

(松原市公共施設循環バス広告掲出審査委員会)

第6条 市長は、前条第2項の審査を行うため、松原市公共施設循環バス広告掲出審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は都市整備部長とし、副委員長は都市整備部次長とする。

3 委員会の委員は、市長公室観光・シティプロモーション課長、市民協働部人権交流室参事、市民生活部産業振興課長及び都市整備部まちづくり推進課長とする。

4 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(広告内容の責任)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告掲出の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

(広告の著作権)

第8条 広告の著作権は、原則として、広告主に帰属するものとする。ただし、広告主と別途取り決めがあるときはこの限りではない。

(広告掲出の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲出を取り消すことができる。この場合において、市長は広告掲出料を返還しないものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲出料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告物を掲出しなかった場合

(3) 広告内容がこの要綱に反し不相当と判明した場合

(4) 第2条各号のいずれかに該当するものと判明した場合

(広告掲出料)

第10条 広告掲出料は、別に定めるものとし、広告主は、市の発行する納入通知書により市の指定期日までに広告掲出料を一括して市に納入しなければならない。

(広告主の負担する経費)

第11条 広告主は、広告掲出料とは別に、広告物の作成に係る経費並びに広告物の掲出及び撤去に要する経費を負担するものとする

2 掲出された広告が消失又は破損した場合における再掲出又は修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が市の責めに帰する事由による場合は、市の負担とする。

(広告物の掲出及び撤去)

第12条 広告主は、広告物を市が指定する期日までに掲出及び撤去しなければならない。

(広告掲出期間)

第13条 広告掲出期間は原則1月単位とし、掲出開始年度の3月末日まで複数月にわたる掲出も可能とする。ただし、市長が特に期間を定めて掲出広告を募集したときは、当該期間によらなければならない。

2 広告掲出期間は、掲出開始月の1日から掲出終了月の末日までとする。ただし、掲出開始月の1日が松原市の休日を定める条例（平成2年条例第10号）第2条第

1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後において最もその日に近い市の休日でない日より掲出を行うものとする。

3 市長は、広告掲出期間中において、広告物を掲出したバスの運行した日数が当該日の属する月において10日に満たないときは、当該バスの車体に掲出した広告に限り、広告掲出料の半額を返還するものとする。

4 市長は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙の期日の公示又は告示がなされた日からその選挙の期日までの間において、同法に抵触するおそれがあり、又は公職選挙法上好ましくないと思われる広告について、掲出を中止することができる。この場合において、市長は、広告掲出料を返還しないものとする。
（広告掲出料の返還）

第14条 市長は、広告掲出が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲出できなかつたときは、広告掲出料を返還する。

（実施の細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲出について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

（経過措置）

2 改正後の松原市公共施設循環バス広告掲出取扱要綱の規定は、実施日以後に広告掲出の申込みがあつたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別図 1

